

令和2年4月分以降の短期給付の掛金率に関する
リーフレットの記載内容の訂正について

令和2年4月分以降の短期給付の掛金率に関するリーフレットの記載内容につきまして、下表のとおり一部誤りがございましたので訂正いたします。

ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

【正誤表】

正誤箇所	誤	正
船員一般組合員 標準期末手当等の掛金率	現行 <u>45.24</u>	現行 <u>41.12</u>

～組合員のみなさまへ～

令和2年4月分以降の短期給付に係る掛金率について

- 当組合の短期給付に係る掛金率については、平成29年度から令和元年度までの3か年の時限措置として、5%の引き下げを行っているところですが、その間の短期経理財政は、給与の増額改定が実施されたこと等から、掛金・負担金収入が増加し、一方、高齢者医療制度に係る支出が当初の見込みより減少したことから、黒字基調となりました。
- 令和2年度以降の短期経理財政は、高齢者医療制度に係る納付金等の増加が見込まれるものの、令和3年度までは、必要な積立金を確保できると見込んでおります。
- 以上のことから、**令和3年度まで時限措置を延長し、現行の財源率を据え置くこと**といたしました。

令和2年度以降の掛金率

令和2年4月分からの短期給付掛金率は、次の表のとおりとなります。

(単位：千分率)

区 分		現 行	令和2年4月～
一般組合員	標準報酬の月額	43.18	変更なし
	標準期末手当等	43.18	
知事組合員 一般組合員（特別職等）	標準報酬の月額	43.18	
	標準期末手当等	43.18	
船員一般組合員	標準報酬の月額	41.12	
	標準期末手当等	45.24	
任意継続組合員	標準報酬の月額	86.36	

- ※ 道府県の負担金率についても据え置かれます。
- ※ 福祉事業分に係る掛金率（標準報酬の月額 1.18%・標準期末手当等 1.18%）についても、変更ありません。
- ※ 介護納付金の掛金率については、4月以降変更となりますが、正式決定後に改めてお知らせいたします。

～組合員のみなさまへ～

令和2年4月分以降の短期給付に係る掛金率について

- 当組合の短期給付に係る掛金率については、平成29年度から令和元年度までの3か年の時限措置として、5%の引き下げを行っているところですが、その間の短期経理財政は、給与の増額改定が実施されたこと等から、掛金・負担金収入が増加し、一方、高齢者医療制度に係る支出が当初の見込みより減少したことから、黒字基調となりました。
- 令和2年度以降の短期経理財政は、高齢者医療制度に係る納付金等の増加が見込まれるものの、令和3年度までは、必要な積立金を確保できると見込んでおります。
- 以上のことから、**令和3年度まで時限措置を延長し、現行の財源率を据え置くこと**といたしました。

令和2年度以降の掛金率

令和2年4月分からの短期給付掛金率は、次の表のとおりとなります。

(単位：千分率)

区 分		現 行	令和2年4月～
一般組合員	標準報酬の月額	43.18	変更なし
	標準期末手当等	43.18	
知事組合員 一般組合員（特別職等）	標準報酬の月額	43.18	
	標準期末手当等	43.18	
船員一般組合員	標準報酬の月額	41.12	
	標準期末手当等	41.12	
任意継続組合員	標準報酬の月額	86.36	

- ※ 道府県の負担金率についても据え置かれます。
- ※ 福祉事業分に係る掛金率（標準報酬の月額 1.18%・標準期末手当等 1.18%）についても、変更ありません。
- ※ 介護納付金の掛金率については、4月以降変更となりますが、正式決定後に改めてお知らせいたします。